

第2部 第2章 都市型農業の育成

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

農地は、新鮮な農産物を人々に提供するための重要なスペースであるばかりでなく、うるおいのある都市の緑地空間としても貴重な存在です。このような農地を積極的に保全していくため、生産緑地地区の指定や相続税法等の改善を国等に要請してきましたが、基幹的農業従事者の内 50%が 60 歳以上になっているなど高齢化や後継者不足、相続上の事情から農地を売却しなければならない農家もあり、農地が宅地等に転用されているのが現状です。

市民が農業への理解を深め、身近な存在として農業に親しむための場として、市民農園や学校農園の整備を行いました。また、農産物の生産性を高めるため、ブランド化の支援や農業経営基盤強化促進法に基づく農家自らが経営改善計画を作成する認定農業者制度の導入、東京都農林水産振興財団の青空塾事業等を活用した市民の援農ボランティアの育成を行い農家の人手不足の解消等を東京むさし農業協同組合と協働で取り組んできました。

三鷹の特産品として評価を得ている「キウイフルーツ」・「銀杏」・「ブドウ」等については、東京むさし農業協同組合や関係団体等と連携し、三鷹ブランドとして地元での直接販売を充実させ販路の多様化と拡大を図ってきました。農業公園では、農業公園運営懇談会において市民との協働により運営を進め、市内の緑化推進や地元産農産物の消費拡大などを図る農業実習等の体験の場づくりや交流機能の充実を図りました。今後も、農地の保全に向けた取り組みと農産物の生産性の向上やブランド化の向上による都市農業の推進を図ることが求められています。

● 施策の方向

「農業振興計画 2022(仮称)」に基づき「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と活用の推進、魅力ある都市型農業の育成、農とのふれあいの場の提供とその推進体制の整備を図るとともに、農地の多面的機能の活用や農業経営の改善、担い手の育成支援等を通して農産物のブランド化を支援します。また、三鷹産農産物の地産地消の取り組みや農業公園等での農業体験を推進し、農業への親しみや理解を深め、消費者ニーズに対応した都市型農業の育成を関係団体と協働で推進していきます。さらに、平成 22 年に設立した農業法人(株)三鷹ファームの活動支援を農業関係団体との協働により実施し農業振興の推進を図ります。

東京外かく環状道路計画の進捗や貴重な地域資源である農地の活用・保全を図るため「都市農地保全条例(仮称)」の制定や農地バンク的な取り組み等を関係機関と検討します。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
農家の直接販売所数	149 か所	157 か所	165 か所	173 か所

地産地消を推進する指標です。防虫ネットやカーテンの設置、軒高ハウスの施設の設置及び新たな栽培システムの導入により生産者の作業効率を上げ、有機肥料や減農薬農業を推進し良質の農産物の販売を進めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
農地面積	171ha	166ha	162ha	160ha

農地の保全を示す指標です。農地面積は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農業収入の減少、相続税負担などを背景に、農地の宅地化が進み、毎年 2ha 程度の農地が減少していることから、農地の減少を最小限に抑制し農地の保全に努めます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・市民は、都市の農地・農家の必要性を理解するため、市民農園・農業体験・援農ボランティア・学校農園などに積極的に参加するように努めます。
 - ・農家は、農業経営に生産性向上に向けての目標を持ち、計画の作成の導入に努めます。
 - ・農業関係団体は、農産物のブランド化に向けアイデアを出し合います。
 - ・農業関係団体は、計画道路設置等に伴う農地面積維持のために代替地の確保に協力します。
- 市の役割
 - ・市は、農商工の協働により地域の農産物のブランド化が図れるように援助します。
 - ・市は、庭先や緑化センターなどの直販所及び野菜の自販機を利用した直接販売の推進を図るため援助します。
 - ・市は、農家が行う、安定した生産を行うための施設整備や消費者のニーズに応えるための生産物の高品質化に必要な資機材の導入を援助します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の策定と推進

(1)「農業振興計画 2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「農業振興計画 2022(仮称)」の策定と推進
----------------------------	----------------------------

2 農地の保全と利用の推進

(1)生活環境と調和した農地の保全	◎ ①「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討
	◎ ②農地の保全・整備手法の検討と推進 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
	※ ③土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請
	④三鷹市優良農地育成事業
(2)農地の多面的機能の活用	※ ①農地保全と「農のある風景」の推進
	②農地の防災機能の拡充 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)
	③緑と水の回遊ルートと整合した農地等の活用
(3)生産緑地の計画的な保全	①生産緑地の計画的な保全の推進

3 魅力ある都市型農業の育成

(1)環境保全型農業の推進	①有機肥料や低農薬農業の支援
	②有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討 (「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照)
	③堆肥の生産の支援
	④農地の土壌診断等の支援
(2)農業経営の改善	◎ ①農産物のブランド化の支援
	※ ②認定農業者制度の普及促進
(3)担い手の育成	※ ①援農ボランティア等の育成と活用の支援
	②農家後継者の支援
	③研修、交流活動の支援
(4)地産地消の推進	※ ①農家の直接販売事業の支援
	②三鷹産農産物の活用
	※ (「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	③三鷹緑化センターの充実の支援

④情報提供の充実の支援

4 市民と農とのふれあいの場の提供

(1)農業公園の運営	※ ①農業公園の運営・利用促進
(2)交流事業の推進	①農業祭の活用 ②交流会事業の支援
(3)農業体験の推進	①市民農園の充実 ②体験農園の支援 ③観光事業との連携推進

5 推進体制の整備

(1)組織体制の強化	※ ①関係団体・農業法人等との連携の強化 ②農業者・市民・関係団体との懇談会の開催
(2)他自治体との連携の強化	①他自治体との連携の強化

V 主要事業

1-(1)-①「農業振興計画 2022(仮称)」の策定と推進

後継者不足や相続による農地の減少、農業経営の基盤強化等の都市農業の環境変化に対応するため、「農業振興計画 2022(仮称)」に基づき、農業者、市民、関係団体と市が協働で「農のあるまちづくり」を推進します。また、環境保全型農業や生産性の向上、市民農園・体験型農園等の事業を推進し、農業への親しみや理解を深め、多面的な機能を担う農地の保全・活用を推進します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
「農業振興計画 2022(仮称)」の策定と推進	策定、推進	策定	推進				→

2-(1)-①「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討

安全で新鮮な農産物の提供、農地の潤いのある景観や緑と水の提供、災害時の防災拠点、環境教育等、多面的で公益的な都市農地を守るため、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進める「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向けて検討します。また、「農業振興計画 2022(仮称)」、「緑と水の基本計画 2022(仮称)」等と整合を図るとともに、農地が減少する恐れのある東京外かく環状道路整備事業等においては、国等に代替農地を先行取得する仕組みづくりを要請するとともに、計画的な都市農地の保全手法として「農地バンク」的な取り組みを検討します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討	農地保全の推進	検討	→	推進			→

3-(2)-① 農産物のブランド化の支援

農商工の連携による生販一体型である6次産業化(注1)や東京都と連携した施設整備に取り組み、農産物の高品質化と付加価値を高め、三鷹産農産物のブランドの向上と流通の拡大を促進します。また、農地を保全する取り組みを進め、収穫体験が出来る農園拡大の検討を農業関係者や JA 東京むさし等の関係機関とともに検討します。

(注1)6次産業化:生産者と商工業者との連携により、加工品を含等の開発や販路拡大につながる生販一体型の産業として農業(1次産業)、加工(2次産業)、販売・流通(3次産業)を足し合わせた産業です。

	計画期間(平成 34 年) の目標	前 期				中期(27～ 30)	後期(31 ～34)
		23	24	25	26		
農産物のブランド化の 支援	推進	推 進					→

VI 推進事業

2-(1)-③ 土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請

市内の農地は、相続の発生による農地の売却や農業従事者の高齢者や後継者不足等により、減少傾向が続き、手放された農地の多くは宅地化が進んでいます。農地の多面的な役割である、緑の提供や災害時の緊急避難場所などの機能を確保し、都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続税など税に関する問題や関係法令、都市計画制度の見直しを、都市農地保全推進自治体協議会と連携し国等へ要請します。

2-(2)-① 農地保全と「農のある風景」づくりの推進

市街化が進み住宅などが隣接する農地を、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、緑や風景・景観に配慮した良好な住環境と調和できるよう「三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)」に基づき保全・活用します。農地と住宅地が共生できる仕組みを検討し、農のある風景づくりを進めます。

3-(2)-② 認定農業者制度の普及促進

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を利用し、経営改善に意欲的に取り組む農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を達成するための支援を農業委員会、東京都、東京むさし農業協同組合との協働により行い農業経営の向上を図ります。また、認定農業者への支援として、三鷹市優良農地育成事業の周知を図り認定農業者の増加に努めるとともに、関係機関と協働した農業経営の強化を推進します。

3-(3)-① 援農ボランティア等の育成と活用の支援

農業法人(株)三鷹ファーム等の農業関係機関との協働により、農業者と市民との交流を図りながら、市民を農業ボランティアとして養成し農家の労働力不足解消など援農ボランティアの活躍の場の拡大を図るとともに、指導者の育成を進め、新鮮で良質な農産物の普及を図ります。また、農業関係機関からの情報提供を図り、就農や農業関係学校で学ぶ機会の拡大等を支援します。

3-(4)-① 農家の直接販売事業の支援

市内で生産された農産物を市民が安心して購入できるよう、農業者と消費者を直接つなげる直接販売事業を進め、市場の多様なニーズの把握や高付加価値化・ブランド化による農業者の安定的な販売事業を支援します。市民への庭先販売所の情報提供を支援し、新たな売り先の拡大や農業者の収益確保につながる取り組みを推進します。

4-(1)-① 農業公園の運営・利用促進

緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や、指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における、野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなる活用を促進します。

5-(1)-① 関係団体・農業法人等との連携の強化

農地の保全や農業の担い手の育成・確保などの農業経営の強化、市民ボランティアの活用に対する支援、市民への都市農業へ啓発活動等を、東京むさし農業協同組合や農業法人(株)三鷹ファーム等と連携して農業の振興につながる取り組みを進めます。

VII 関連個別計画

- ・農業振興計画 2022(仮称)
- ・土地利用総合計画 2022(仮称)
- ・緑と水の基本計画 2022(仮称)
- ・三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)